

令和6年度(2024年度)フロン類算定漏えい量集計結果の公表について

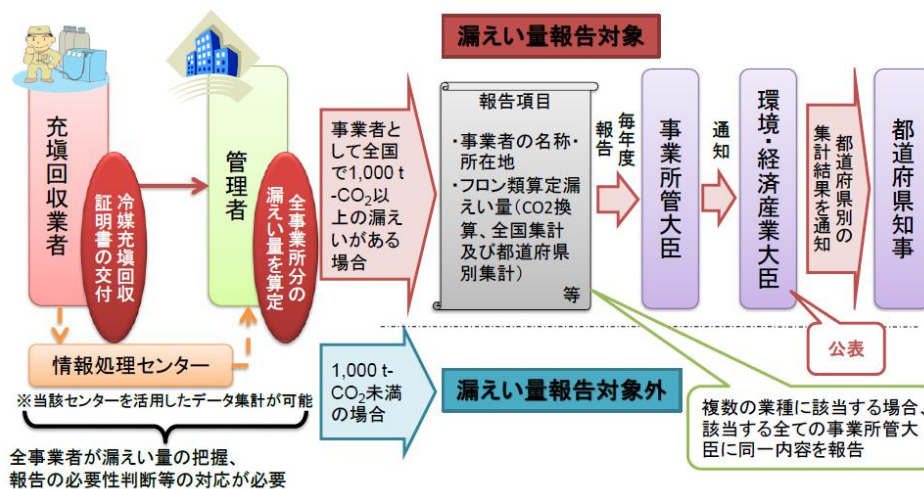
1 概要

フロン類の製造から廃棄まで、ライフサイクル全体にわたる包括的な対策を実施するために制定された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)では、業務用冷凍空調機器の管理者による自主的な管理の適正化を促すため、一定以上のフロン類の漏えいを生じさせた場合の報告・公表制度が設けられています。

令和6年度(2024年度)の算定漏えい量については、令和8年(2026年)2月27日に、国がフロン類の種類別、業種別及び都道府県別に集計して取りまとめ、公表しました。

本道の概要等は以下のとおりです。

2 算定漏えい量報告・公表制度の概要



※フロン類算定漏えい量報告マニュアル (Ver. 2.95)(令和7年8月環境省・経済産業省)より引用

- 第一種特定製品の管理者は、機器の整備時にフロン類の充填回収をした場合、充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け、それに基づき事業者・フランチャイズチェーン単位でフロン類の漏えい量を算定。
- 算定の結果、事業者全体で年間1,000t-CO₂以上の漏えいがあった管理者(特定漏えい者)は、国(事業所管大臣)に報告。
- 1,000t-CO₂以上のフロン類の漏えいがある事業所(特定事業所)を有する場合には、事業者・フランチャイズチェーン単位の算定漏えい量の内訳として、特定事業所の算定漏えい量を併せて報告。

3 令和6年度(2024年度)の道内漏えい量の概要

○ 特定漏えい者

道内で報告を行った事業者は68事業者、算定漏えい量は、104,179t-CO₂となっており、前年度から7事業者減り、漏えい量は16t-CO₂減少しました(令和5年度:75事業者、104,195t-CO₂)。

特定漏えい者の業種別内訳は、食料品製造業20事業者、各種商品小売業14事業者、食料品小売業者7業者などとなっており、漏えい量で見ると、各種商品小売業(43.3%、45,143t-CO₂)、飲食料品小売業(37.4%、39,005t-CO₂)の割合が多くなっています。

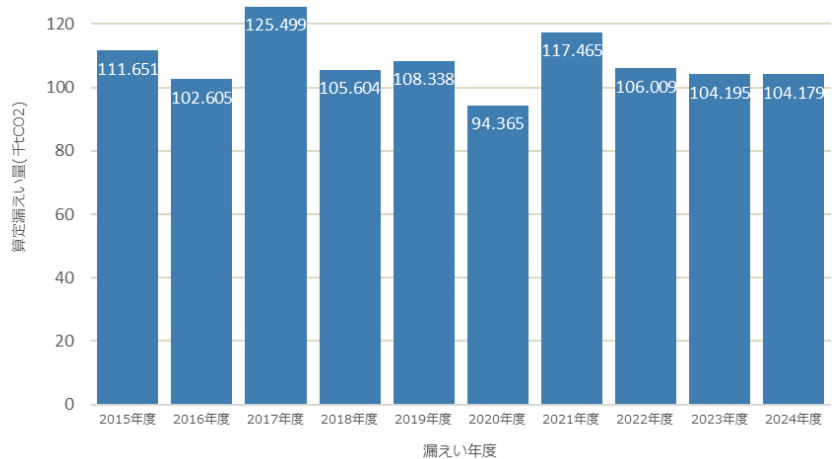
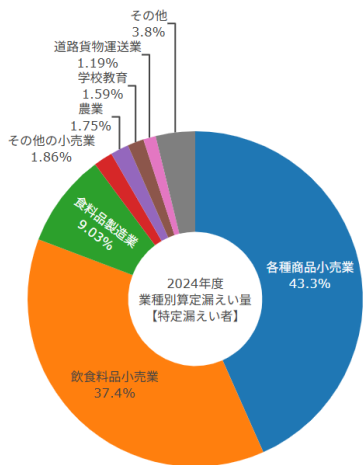


図 1-1 道内の業種別算定漏えい量の内訳【特定漏えい者】
(道内算定漏えい量 104,179t-CO₂)

図 1-2 道内算定漏えい量の経年変化【特定漏えい者】

※図 1-1：環境省 HP より引用 (<https://eegs.env.go.jp/ghg-santeikohyo-result/furon/aggregation>)

※図 1-2：令和 6 年度算定漏洩量集計結果表（環境省）(https://www.env.go.jp/press/press_03034.html) を基に道で作成。

○ 特定事業所

道内の特定事業所数は、9 事業所、算定漏えい量は、13,255t-CO₂となっており、前年度と報告事業所数は同じでしたが、算定漏えい量は 284t-CO₂の増加となりました（令和 5 年度：9 事業所、12,971t-CO₂）。

特定事業所の業種別内訳は、各種商品小売業 3 事業所、食料品製造業及び飲食料品小売業がそれぞれ 2 事業所などとなっています。また、漏えい量では、各種商品小売業（31.4%、4,157t-CO₂）、食料品製造業（23.4%、3,104t-CO₂）飲食料品小売業（19%、2,514t-CO₂）の割合が多くなっています。

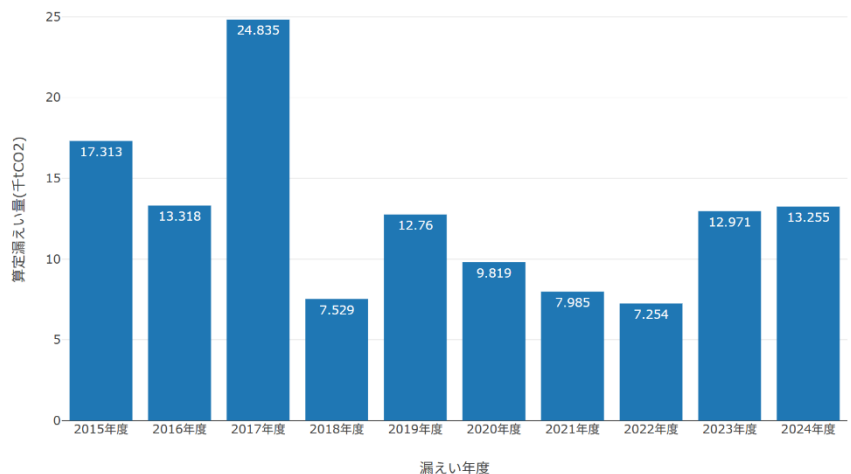
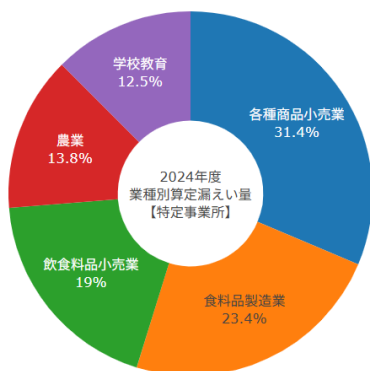


図 2-1 道内の業種別算定漏えい量の内訳【特定事業所】
(道内算定漏えい量 13,255t-CO₂)

図 2-2 道内算定漏えい量の経年変化【特定事業所】

※環境省 HP より引用 (<https://eegs.env.go.jp/ghg-santeikohyo-result/furon/aggregation>)

※国の公表内容の詳細については、フロン排出抑制法ポータルサイト（環境省）
(<http://www.env.go.jp/earth/furon/index.html>) をご覧ください。